

◆◆私道防犯灯設置助成金交付制度◆◆

手続きの流れ

1 防犯灯設置希望箇所の現地確認！

建築調整課
(5744-1308)
に相談。三
者立会の日
時を決めま
す。

～三者立会～

助成の要件に該当
するか判断します。

助成対象であれば、その
場で申請書類一式をお
渡しします。申請書類は
HPからダウンロードもで
きます。
助成対象とされた箇所につ
いて申請を受けます。

区役所 自治会・町会 施工業者

2 助成金交付申請書等の提出

申請者は、自治
会長・町会長で
す。
必要箇所に記
入・押印をし、提
出してください。

申請書等

提出

書類を審査し、工事
内容を決定します。
その後、連絡をいた
します。

※必ず連絡があって
から工事を始めてく
ださい。

自治会・町会 施工業者 区役所

3 工事施工・工事完了検査

写真撮影基準に
基づき写真を撮
影しながら防犯
灯を設置してく
ださい。

工事完了の連
絡をお願いします。
完了検査の日
時を決めます。

～三者立会～

施工確認（点灯
は事前に自治
会・町会で確認し
てください）

工事写真及び
（変更ある場合）
工事金額の内訳
がわかる書類の
提出をお願いします。

施工業者

区役所 自治会・町会 施工業者

4 助成金のお支払い

～完了検査後～

自治会・町会

助成金を振込みます。

請求書兼委任状（第16号
様式）により、助成金
を受け取る権限を施工業者
に委任します。

区役所

施工業者

・設置後の防犯灯の維持管理は、自治会・
町会をお願いいたします。

・蛍光灯→LEDに変更した場合、電気料金
等の契約内容を電気事業者にご確認してく
ださい。（変更の可能性が有ります。）